

船舶事故等調査報告書

平成22年5月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010門第11号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成22年1月11日（月・祝） 10時55分ごろ	
発生場所	鹿児島県南九州市南方沖 前瀬鼻灯台から真方位247° 8,000m付近（概位 北緯31° 13.3′ 東経130° 20.2′）	
事故等調査の経過	平成22年1月12日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 遊漁船 第6ふみ丸、4.1トン 295-25367鹿児島、個人所有 B 漁船 白 ^{ひの} 出丸、3.7トン KG3-40265（漁船登録番号）、個人所有	
乗組員等に関する情報	A 船長、一級小型船舶操縦士 B 船長、一級小型船舶操縦士	
死傷者等	A 船長及び釣り客1人が軽傷 B なし	
損傷	A 右舷外板部破損 B 右舷船首部損傷	
事故等の経過	A船は、船長1人が乗り組み、釣り客2人を乗せ、錨泊して遊漁中、B船は、船長1人が乗り組み、漁場に向けて約8ノット（kn）の速力で自動操舵により西進中、平成22年1月11日10時55分ごろ、南九州市南方沖において、A船の右舷外板部とB船の船首部が衝突した。 両船とも、自力で ^{えい} 瀬漁港（大川地区）に帰港した。	
気象・海象	気象：天気 曇り、風 なし、視界 良好 海象：海上平穏	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし A船は、南九州市南方沖において、錨泊して遊漁中、仲間の船が用事があったため、自船に接近してくるものと思込んだため、衝突回避の協力動作をとるのが遅れたものと考えられる。 B船は、約8knの速力で自動操舵により西進中、操舵室を離れ、生け簀をのぞいていたため、前方のA船に気付かなかったものと考えられる。
原因	本事故は、南九州市南方沖において、A船が錨泊中、B船が西進中、B船が適切な見張りを行わなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。	